監　査　報　告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第１９条第４項及び同法第３８条第２項の規定に基づき、独立行政法人大学入試センター（以下「法人」という。）の令和４事業年度（令和４年４月１日～令和５年３月３１日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、注記事項及び附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

Ⅰ　監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査・評価部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第１３１条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ　監査の結果

１　法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は、独立行政法人大学入試センター法第１３条により、（ア）大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと、（イ）大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと、（ウ）大学に

入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと、（エ）その他前３項の業務に附帯する業務を行うこと、とされているが令和４年度におけるこれらの業務については、すべての業務において法令等に従い適正に実施されている。法人の事業は中期計画及び年度計画の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されており、指摘すべき重大な事項は認められない。

なお、令和５年１月に実施された３回目の大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）においては、新型コロナウイルス感染症対策については、文部科学省の試験実施に関するガイドラインに基づき、令和５年度共通テストにおける対応について、感染症の専門家の意見も踏まえてチェックリストの項目を精査し、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で検討した上で、「令和５年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症対策等について」を策定、関係者に周知している。

また、令和４年度共通テストで発生した①東京大学本郷地区キャンパス農正門前の路上で発生した事件、②津波警報・津波注意報の発令、③試験時間中に電子機器類を使用した不正行為の事案に対し、①②に対しては、安全対策及び災害対策、不測の事態への対応について、各種マニュアル等の見直しを行い、特に③については大学入学共通テスト不正行為防止検討 WG を設置し、文部科学省の試験運営 WG と連携しながら、共通テスト企画委員会、実施方法部会、大学入学者選抜協議会などで協議し、不正行為の防止策を６月に公表している。その結果、大きな問題が発生することなく円滑に試験を実施することができたことは大いに評価できる。

２　法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

独立行政法人通則法改正（平成２６年６月）に際し、内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。又、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

３　法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

４　財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

５　事業報告書についての意見

令和４事業年度事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

令和５年６月１５日

独立行政法人　大学入試センター

監　事　　東　　信　彦

監　事　　大　隈　暁　子

（注）上記は、「監査報告」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当独立行政法人が別途保管しております。